

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく
第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成19年4月10日～5月9日(トウモロコシ1件、ダイズ1件、ワタ2件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成19年4月10日(火)～5月9日(水)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

| | |
|---------|----|
| 意見提出数 | 1通 |
| 整理した意見数 | 1件 |

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成19年4月10日～5月9日(トウモロコシ1件、ダイズ1件、ワタ2件))

| 1 | 該当箇所 | 意見要旨 | 対応方針 | 件数 |
|---|--------|--|--|----|
| 1 | 全般について | 「隔離ほ場」と記載があるが、隔離に関する有効性が示されていない。海外の例に準拠し、ほ場からの最低隔離距離を決定すべきである。 | <p>カルタヘナ法の第一種使用規程の承認に当たっては、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響のうち、野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれのある影響その他の生物多様性影響が生ずるおそれがあるか否かを判断しています。</p> <p>隔離ほ場試験は、対象となる遺伝子組換え農作物について、実験室や外国の自然条件の下での使用により、かなりの程度の知見が得られている場合においても、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにするために行うこととしています。</p> <p>今回申請のトウモロコシ及びワタについては、国内に交雑しうる野生動植物は認められていないことから、交雑性において影響を及ぼすおそれのある野生動植物は特定されず、第一種使用規程に従って隔離ほ場試験を実施した場合に、生物多様性影響を生じるおそれはないとされています。</p> <p>また、ダイズについては、交雑可能な野生種としてツルマメが特定されていますが、ダイズ、ツルマメともに閉花受粉を行う自殖性の高い植物であり、一般的に開花期が重なりにくいこと、今回申請のダイズと従来のダイズ品種との交雑率は従来のダイズ同士の交雑率を超えるものではないことから、当該遺伝子組換えダイズを第一種使用規程に従って隔離ほ場試験に使用した場合に、生物多様性影響を生じるおそれはないとされています。さらに、念のため、申請者は、隔離ほ場周辺のツルマメとの交雑等についてモニタリング実施計画書に基づき調査することにしています。</p> | 1 |